

NEWS LETTER

2012年1月号 (No.161)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所

TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikai.com/

2012年度税制改正のあらまし

あけましておめでとうございます。

2012年度税制改正大綱(大綱=案)

のあらましをご案内します。震災の影響で、

昨年から繰り越されたものもあります。

3月中に国会の審議を経て、正式に法律

になる予定です。○・減税 ×・増税

区分	項目	時期	内容
法人税 	少額減価償却資産の損金算入の延長 ○	12年4月1日～14年3月31日	資本金1億円以下の会社は、1点30万円未満の減価償却資産について損金(経費)となる規定を2年延長。1期300万円の上限も変わらず。
	中小企業投資促進税制の延長 ○	31日	1台160万円以上の機械、1期合計70万円以上のソフト等、30%の特別償却か7%の税額控除(資本金3千万円以下に限る)ができる規定を2年延長。
	交際費の損金算入の延長 ○	12年4月1日～14年3月31日	資本金1億円以下の会社は、1期600万円まで交際費の90%が損金となる規定を2年延長
	研究開発税制の延長 ○	31日に始まる期	試験研究費の税額控除について、増加額の5%と売上高の10%を超える額とを選択できる上乘せ制度を2年延長(法人税額×10%が上限)
所得税・住民税	給与所得控除の上限設定 ×	13年～(所) 14年～(住)	年収1500万円超は一律245万円に縮小。(現状は年収1000万円超の部分は5%控除)
	特定支出控除の拡大 ○		特定支出の額が給与所得控除の1/2を超える場合、超える金額を控除できる制度について、対象が①弁護士、税理士など資格取得費、②図書費、衣服費、交際費(いずれも職務関連に限る)と拡大。
	退職金の1/2課税の縮小 ×	13年～	勤続5年以下の役員については、退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1とする措置を廃止。
	マイホームの譲渡の特例の延長 ○	12年1月1日～13年12月31日	(1)買換え特例は譲渡価額を1.5億円(現状2億円)に引下げて2年延長。 (2)譲渡損失を3年繰り越す以下2つも2年延長 ①買換え資産を借入で購入することが条件の特例 ②譲渡資産に借入の残高があることが条件の特例
	事業用資産の買換え特例の延長 ○	12年1月1日～14年12月31日	10年超所有の土地、建物から、国内の土地、建物への買換え特例(80%課税繰延べ)は、買換え資産の土地の面積300㎡以上として3年延長(法人税も同様)。
相続税・贈与税	住宅取得資金の贈与の特例の延長 ○	12年1月1日～14年12月31日	12年の贈与…1000万円 (省エネ・耐震住宅は1500万円) 13年の贈与…700万円(同1200万円) 14年の贈与…500万円(同1000万円)
	相続時精算課税の延長 ○	31日	2500万円の特別控除が適用できる精算課税のうち、親の年齢制限がない住宅取得資金(通常は親の年齢65歳以上)については3年間延長。

(その他) ●年末時点の海外財産が5000万円の個人は、翌年3月15日までに調書を提出が必要に(14年3月15日～) (落合 孝裕)